

令和7年度 第1回行橋市国民健康保険運営協議会

令和7年7月23日（水）14：00～ 501会議室

（事務局：武安） 定時となりましたので、次第に沿って進めさせていただきます。着座のまま失礼いたします。国保年金課 武安と申します。よろしくお願ひいたします。

次第1．開会のことば

ただ今から令和7年度第1回行橋市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

本日の委員の出席についてご報告申し上げます。本日は木村委員が所要のため遅れておりますので、現在のところ9名参加であり、定足数を満たしております。

つづきまして、

次第2．市長あいさつ

市長が公務のため、副市長より一言お願ひいたします。

（副市長） 皆さん、こんにちは。市長が公務のため参加できませんので、副市長のわたくし米谷でありますが、開会にあたりましてご挨拶申し上げます。

皆様におかれましては、大変お忙しい中、また非常に暑い中を本日の行橋市国民健康保険運営協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ご承知のように、少子高齢化社会の到来に伴いまして、医療や年金や介護等の社会保障費を巡る財政事情は全国的にも厳しく、行橋市の国保財政において多くの他市町村とともに大変厳しい状況が続いております。こうした状況を踏まえまして、市町村国保につきましては平成30年度から都道府県単位での財政運営が広域化をされました。これに伴いました取組みといしまして、現在、全国各地におきまして都道府県内の保険料率・保険税率の平準化を目指しております。

依然、市民生活におきましては物価の上昇や賃金の低下など厳しい状況が続いているところにはなりますけれども、国保財政を健全に保つため、前回のこの国保運営協議会におきまして、委員の皆様よりいただきましたご意見、あるいは委員会の答申も参考にさせていただきつつ、令和7年度 行橋市国民健康保険税率の改定につきましては議会の審議・賛同を得まして条例改正に至った次第でございます。

今後も引き続き厳しい経済状況が見込まれる中、委員の皆様には忌憚のないご意見を頂戴し、本市の国民健康保険の健全な運営を図っていくことが必要でございます。

また、当委員会につきましては国民健康保険税率に関連して、様々な関係の皆様にご出席をいただき、ご意見やお考えを述べていただく場でございます。

今後ともご指導ご鞭撻のほどいただきまして、この国保業務の改善に向けました会にし

ていただきたいと思います。どうぞ、よろしくお願ひいたします。

わたくしからは簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

(事務局：武安) ありがとうございます。では、副市長は公務のためここで退席させていただきます。

では、つづきまして

次第3．委員及び事務局紹介

今回、区長連合会より推薦の前任である後藤委員が辞任され、新しく井上委員が就任されましたので、事務局より皆様方のお名前を紹介させていただきます。

- ・市議会より推薦の瓦川委員
- ・同じく、國永委員
- ・同じく、森山委員
- ・老人クラブ連合会より推薦の岩澤委員
- ・男女共同参画ネットより推薦の村上委員
- ・京都歯科医師会より推薦の赤川委員
- ・京都薬剤師会より推薦の山下委員
- ・福岡県被用者保険等保険者連絡協議会より推薦の福間委員
- ・区長連合会より推薦の井上委員

以上、9名の委員となります。本日、遅れていますが、

- ・京都医師会より推薦の木村委員

を加え10名の委員なります。

では、つづいて職員の自己紹介をさせていただきます。

(事務局：辛嶋部長) 市民部長をさせていただいております辛嶋と申します。よろしくお願ひいたします。

(事務局：松本課長) 着座にてすみません。国保年金課長の松本です。どうぞ、よろしくお願ひいたします。

(事務局：武安) 国保年金課の管理係長をしております武安と申します。よろしくお願ひいたします。

(事務局：楳山係長) 国民健康保険係長の楳山と申します。よろしくお願ひいたします。

(事務局：武安) 後方におりますのが、本協議会の庶務を担当しております廣津、平井です。書類等の関係でご連絡を差し上げることもあるかと思います。よろしくお願ひいたします。

続いて、

次第4. 議事

議事につきましては、運営協議会の会長が議長となり進行を執り行うことになっております。また、会長に事故があるときは、職務を代行する方が必要となります。昨年度は瓦川委員に会長、森山委員に副会長を担っていただきましたが、瓦川委員より会長の任を辞する旨を承っております。このため、まず会長及び副会長の選任が必要となります。進行にあたっては仮議長を置かず、引き続き事務局において、審議及び報告事項中、会長及び副会長の選任まで進行役を執り行ってよろしいでしょうか。

(委員、賛同)

(事務局：武安) ありがとうございます。では、審議及び報告事項（1）行橋市国民健康保険運営協議会 会長及び副会長の選任について、でございます。

こちらは、行橋市国民健康保険運営協議会規則第6条1項で、公益を代表する3名、すなわち市議会から推薦いただきました3名の委員のうちから、どなたかを会長及び副会長とすることとなっております。立候補又は推薦について手続きに特段の決まりはなく、これまで事務局案などによる推薦などで候補になっていただき、ご出席の委員皆様の承認をもって決定しております。今回は事前に瓦川委員、國永委員、森山委員において候補者の調整がなされており、事務局案では森山委員が会長の、國永委員が副会長の候補ということになっておりますが、皆様ご承認いただけますでしょうか。

(委員、承認)

(事務局：武安) ありがとうございます。それでは、会長は森山委員、副会長は國永委員となります。以降の進行につきましては、森山委員、お願ひいたします。

(会長席へ森山委員移動)

(会長：森山委員) では改めまして、皆様こんにちは。ただ今ご選任いただきました森山です。よろしくお願ひいたします。暑いので適宜水分補給しながらよろしくお願ひいたします。

では、次第に沿って続けたいと思います。ご質問等がございましたら、後ほどお時間を設けますので、その際にまとめてお願ひいたします。

では次第4（2）事務局報告を、事務局からお願ひします。

(事務局：松本)

はい。それでは、本日お配りしております資料の2ページをお願いいたします。

今年度の国民健康保険運営協議会におきましては、次年度となる令和8年度の保険税率について、市長からの諮問に対して、委員の皆様にご審議を頂き、市長にその内容につきまして答申することとしております。

引き続き、3ページをお願いいたします。

行橋市国民健康保険事業の現状といたしまして5点順次ご説明いたします。

続く、4ページをお願いいたします。

国民健康保険制度の仕組みといたしまして、保険者である行橋市及び福岡県と被保険者・国保連合会そして医療機関との関係について図に示したものでございます。

最初に保険者と被保険者の関係でございますが、保険者より被保険者に対しては、資格確認証の交付とともに、保険税率の決定を行い、被保険者の方には保険税の納付を行なっていました。

続いて、被保険者と医療機関につきましては、診察等により医療の提供を受け、その対価として基本的には3割の窓口負担を支払い、残りの7割分の医療費につきましては、医療機関より国保連合会を通して請求を行い、保険者である行橋市より再度、国保連合会を通して医療機関の皆さまへお支払する形となっております。

保険者である行橋市と福岡県につきましては、県より国保事業費納付金の額の決定により、行橋市より福岡県に対して赤字で表記している納付金を支払い、この納付金を財源として、行橋市より国保連合会を通して医療機関に支払う医療費の財源としての普通公金を受け入れるサイクルとなっております。

続く、5ページをお願いいたします。

国民健康保険被保険者の現状でございます。

表1の行橋市国保 被保険者数と世帯の推移で、青色の棒グラフが被保険者数の推移となっております。令和2年は14,712人の被保険者数でしたが令和7年は12,476人となっており、2,236人減少となっております。また棒グラフの中にある赤色の折れ線グラフは世帯数の推移となっており、世帯数につきましても766世帯の減少となっております。

下段の表2につきましては、被保険者の年齢構成の推移となっており、60歳以上の被保険者が全体の半数以上を占めることとなっております。

引き続き、6ページをお願いいたします。

上段が一人当たりの納付金の推移でございます。先ほどのP4で説明いたしました、行橋市から福岡県に支払う総額を被保険者数で割り戻した金額となっております。折れ線グラフの赤色の線が県内60市町村において福岡県に納付する一人当たりの納付金の最高額となっており、紫の線が県内の平均額、青色の線が行橋市となっており、緑色の線が県内の最低額の推移となっております。

全体的に令和3年につきましては、令和2年より始まった新型コロナウィルス感染症の流行により一時的に下がりましたが、県内での納付金ベースの統一化また、一人当りの医療費の増加によりその後につきましては、増加傾向となっております。

下段のグラフが一人当りの医療費と総医療費の額となっており、黄色の棒グラフが総医療費の推移、赤色の折れ線グラフが福岡県 平均の1人当りの医療費、青色の折れ線グラフが行橋市の一人当りの医療費の推移となっております。こちらにつきまして近年は減少傾向となっております。

7ページをお願いします。

① につきましては、疾病別の医療費の割合を行橋市と福岡県で並べて表示したものであり、構成につきましては県とほぼ同様となっております。

② につきましては、入院・外来別の生活習慣病等受診状況となっております。また、外来における腎不全の割合が高い状況については、みやこ町・苅田町においても高い状況となっているところでございます。

引き続き、8ページをお願いします。

こちらが本年度改正を行いました令和7年度の保険税の現状でございます。

税率につきましては、令和7年度に改正を行っており、所得割につきましては 0.35%の増。均等割につきましては 5,900円の増。平等割につきましては 2,200円の増となります。

また、賦課限度額につきましては、令和7年税制改正における法改正に準じ 106万円から3万円増の109万円となっております。

引き続き、9ページをお願いします。

こちらは、令和7年度の国民健康保険税軽減判定所得の改正についてでございます。

5割・2割軽減について、負担軽減の範囲が拡大される改正が行われ、5割軽減においては、被保険者数に29万5千円に被保険者数を乗じた額に43万円の基礎控除額を加えておりましたが、計算過程における29万5千円を30万5千円に改正。

2割軽減については計算過程において54万5千円から56万円に改正を行い、低所得者の負担軽減につなげる改正となっております。

引き続き、10ページをお願いいたします。

こちらは昨年度の諮問内容となっておりますので、皆様ご一読願います。

11ページをお願いいたします。

国民健康保険特別会計において毎年実施している繰上充用についてでございます。

繰上充用につきましては、法令の施行文をこちらに記載しております。簡単に申し上げますと、当該年度において歳入に対して歳出が上回ることにより資金不足が生じた際には、5月31日までの出納整理期間に限り、翌年度の収入を当該年度に充てることができる、いわゆる前借するとイメージしていただければ結構でございます。

それでは、令和6年度の資金不足額については13ページをお願いいたします。

こちらが、令和 6 年度 繰上充用専決時の収支状況でございます。

歳入額につきましては、左側下段の歳入合計 A の欄に記載しておりますように 6,912,703,119 円となっており、歳出額につきましては、中央付近の下段 B の欄に記載しておりますように 7,000,831,402 円となっており、この差引といたしましては、歳出合計の下に赤字で記載しており、△88,128,283 円となっており、この不足額を令和 7 年度から繰上充用、いわゆる前借するよう予算編成を行いました。

それでは、15 ページをお願いいたします。

近年の国民健康保険税率の推移でございます。

平成 30 年度に財政運営の主体が福岡県となった広域化のタイミングで税率改正を行い、令和 2 年度についても税率改正を行っており、令和 7 年度に 5 年ぶりの税率改正を行っている状況となっております。

引き続き、16 ページをお願いいたします。

今後の予定についてでございます。

上から、行橋市・運営協議会そして市議会と表示しており、8 月の中段に記載しております通り、本日が第 1 回目の運営協議会の開催となっております。今後 11 月に県より事業費納付金額及び標準保険税率の仮算定数字が示されたのちに、我々事務局において令和 7 年度当初予算の編成を行い、市長に報告した後に、市長より諮問内容が示されますので、12 月に諮問内容についての第 2 回運営協議会の開催。年を明けて令和 7 年 1 月に県より本算定の数字が示されますので、本算定数字を基に事務局において再度予算編成を行い、歳出に対して歳入が不足する場合には、税率を上げるのか又は一般会計より繰入れるのかなど、皆様のご意見を伺いながら答申をまとめていきたいと予定しており、今後 2 回の開催を予定しておりますが、何かしらの不足の事態が生じた場合には、予備として 2 月に第 4 回目を予定しているところでございます。

それでは、17 ページをお願いします。

こちらが令和 8 年度より実施される、子ども・子育て支援金制度の概要と現在の課題についてでございます。

子ども・子育て支援金につきましては、子ども未来戦略の「加速化プラン」における少子化対策の抜本的強化に当たり、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が、医療保険の保険料とあわせて、令和 8 年度から拠出するものでございます。

現在決定、公表されていることいたしましては、

○令和 8 年 4 月より、各被保険者の国民健康保険税に「子ども・子育て支援金」が上乗せされる。

○低所得者に対する応益分（平等割と均等割のカテゴリに分類）の軽減措置がとられる。

○賦課上限が設けられる。

○18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前までの子どもに係る均等割額は 10 割軽減

される。

○市が県に納める事業費納付金に「子ども・子育て支援金分」が上乗せされる。

以上の5点でございます。

続く、18ページをお願いします。

子ども・子育て支援金分の賦課の仕組みのイメージとなっております。

上段が現行である令和7年度につきましては、医療給付分、後期高齢者支援金等分、介護納付分の3種類で構成されており、それぞれに所得割、平等割、均等割の合計額に対して、賦課限度額が設けられております。こちらの制度が開始される令和8年度以降につきましては、下段青枠にあります現在の医療給付分、後期高齢者支援金等分、介護納付分の3種類に、子ども・子育て支援金等分が加わり、課税限度額につきましても設定されると分析しております。

引き続き、19ページをお願いします。

今後の子ども・子育て支援金分の課題についてでございます。

1点目といたしまして、子ども・子育て支援金分の指標となる税率が示されていない。

2点目といたしまして、諮問に対する答申として委員の皆さまにご協議いただく、来年度の国民健康保険税を決定するまでの時間がタイトになってまいりますので、委員の皆様には税率についてどのような形が良いのか練っていただくようお願いいたします。

3点目といたしまして、国民健康保険税の平準化でございます。現在国が推進する、同一都道府県内における国民健康保険税の平準化に向け、福岡県では事業費納付金を段階的に統一、その後保険税率の統一化を目指すことになっており、行橋市の一人当たりの事業費納付金、この事業費納付金の原資は国保税でございますが、事業費納付金の増加が見込まれるとともに、令和8年度から子ども・子育て支援金分の事業費納付金を支払う必要が生じることとなっております。

以上が現段階での課題となっており、なにぶん公になっていない情報が多くありますので、事務局といたしましては情報収集に注力し、委員の皆様のご審議がスムーズに運びますように努力したいと考えているところでございます。

早口とはなりましたが、説明は以上でございます。

(会長) 事務局より報告が終わりました。何かご質問はありますか。ご質問の場合は挙手をお願いします。私がお名前をお呼びしますので、その後発言をお願いします。

質問がなければ閉会といたしますが、事務局より何かありますか。

(武安挙手)

(会長) 武安係長どうぞ。

(事務局：武安) ご質問がないようであれば、この後の議事録の署名委員についてございます。今回、この体制では初めてとなりますので、ご説明申し上げます。議事録の署名は、毎回会長と、他1名の委員にお願いをしております。会長以外の署名委員は、公益代表、被保険者代表、保険医・薬剤師代表、被用者保険等保険者代表より順に1名を、会長に指名いただいております。また、署名委員と申しましたが、後日、議事録を確認いただき、押印いただくようお願いいたしております。以上でございます。

(会長) では、閉会前に署名委員を指名いたします。

(村上委員挙手)

(会長) 村上委員発言をどうぞ。

(村上委員) 資料を今日もらって、質問がありますかと聞かれても、読み込むのが精一杯です。今も質問していいのか迷いましたが、資料を前もって送っていただくことは可能でしょうか。これだけ多い資料ですので、当日何か質問はないかと聞かれても非常に難しいです。質問したいけれども、その手前のことができていなくて、どう質問していいのか分かりません。

(井上委員) 私も初めての参加となりますが、おっしゃる通りです。事前に勉強が全くできていないのですが、子ども・子育て支援金制度というのがこの会議の中での協議の項目であることを知り、勉強になりました。そもそもこの概要も分かっていないので、もしかしたら皆さんにとっては当たり前のことかもしれません、その辺も教えていただきたいと思います。

(事務局：松本) はい。子ども・子育て支援金というのは来年度から始まる制度でございます。我々もまだ、子ども家庭庁のホームページ等で知る程度の情報しか入っておりません。現在、そのホームページから得た情報でございますと、これは国民健康保険だけの話ではなく、後期高齢者医療、国民健康保険、被用者保険に入っている方、被用者保険の中にも協会健保や組合健保、私どものような共済組合保険等、基本的に全健康保険加入者が子ども・子育て支援金の拠出金として、来年度から保険料または保険税に上乗せされる形となります。

国からは、10月・11月に新たな省令等が発表されると話は聞いておりますが、それ以上の情報が我々にもまだ届かない状況です。わかり次第すぐに分析して、次回までにはきちんとした形でお示ししたいと考えておりますが、まだ公表時期もその程度しか分かっておりません。非常に悩ましいところではございます。

(瓦川委員挙手)

(会長) はい、瓦川委員どうぞ。

(瓦川委員) 本当は何かご意見はと聞かれた際に挙手すればよかったです、資料にいたしましても国民健康保険の仕組み等が載っており、私たちのように回を重ねている者から見ると資料も丁寧に作っていただいていると感じております。

しかし、資料を見ながら読み込む時間がなく、耳から入った情報を目で追いながら頭の中で考えて処理するということが難しく、また、今回初めて参加の方もおられます。

もし出来るのであれば、いただける資料だけでも事前にいただいて目を通せたらいいと思います。基本的には資料もとても分かりやすく作成していただいて、字も大きくしていただいているので有難いなと思っています。

国や県から行政に情報がくるのもそうですが、そこから更に私たちのところまで情報がくるのも時間が切迫してからでないと情報がこないという苛立ちみたいなものもあります。そこから自分たちの中でかみ砕いて、“ここはこうなのか”と納得する時間がないまで、難しいと感じています。本当に、県や国の方にも情報の開示をなるべく早くしていただけたらと思います。ここで言っても仕方のないことなのかもしれません、結局職員さんたちがバタバタして情報を取りにいって、こうなりましたと説明するのも時間的に短くてとても厳しいことかと思います。

毎年のこととはなりますが、やはり早め早めに情報を開示していただけるような仕組みづくりを国の方にお願いしたいと考えます。

(村上委員挙手)

(会長) 村上委員どうぞ。

(村上委員) 私も何年もしておりますが、なかなか難しく感じます。開催は毎年8月でしたか。

(事務局：辛嶋部長) 去年は8月でした。

(村上委員) 今年は7月で早かったように感じました。

先ほど言われたように資料作成は大変でしょうが、グループの代表として参加しておりますので、事前に資料をいただければ仲間うちで見て話をしておきたいと思います。

そして、会議後にまた報告できたら助かります。

(事務局：武安) まず、開催時期につきまして、お詫び申し上げます。昨年は委員の改正がございましたので、繰り下げる8月開催とさせていただきましたが、例年第1回運営協議会は7月に開催いたしております。ただ、この時期に関しましては事務局的にも準備時間が厳しく、皆様に資料を事前にお配りできなかつたこともこちらの落ち度となります。大変申し訳ございませんでした。

今後の話となりますと、11月に県の方より仮算定という形で行橋市より納めなければならない金額が提示され、それを支払うために1人あたりいくらの国民健康保険税収が必要となるので、このくらいの税率にするべきではないか、という数字が仮算定として出ます。仮算定の金額が提示された後、行橋市の被保険者数等のデータを基に試算を重ねまして、12月に3月議会へあげる当初予算案やこの運営協議会の資料を作りこんでいく流れとなります。

どうしても事前にお渡しできる資料とそうでない資料がございますので、先ほど村上委員や瓦川委員よりご意見いただきましたように、少しでも早く、お渡しできる資料の範囲内で事前に郵送にて資料配布をさせていただきたいと考えております。

(会長) では、今後は事前に資料をお配りしていただけることですが、資料の配布方法等も含めて事務局と協議した上で、皆様に報告させていただこうと思いますので、よろしくお願ひいたします。

最後に、今回の議事録署名委員を福間委員にお願いしたいと思います。
他に何か質問等はございますか。

(村上委員挙手)

(村上委員) 少し皆様のご意見を聞きたい件があります。

国民健康保険税が高い、下がらないという意見を周りから聞きます。私たちも高齢者となってきて皆保険を守るために必要だとは分かっていますが、そういう意見があることをお伝えさせていただきます。

また、健康づくりの観点になります。色々な取り組みをなされているとは思いますが、なかなか私たちまで情報が浸透していないように感じますので、それもお伝えさせていただきます。

最後に、医療費が上がっていると聞きますが、本当に必要な人が受診しているのか、過剰に受診されていないかということです。皆保険を守ることも大切ですが、ないがしろにされているのではないかと一部思う部分があります。私も受診した際にたくさん湿布を処方してもらいましたが、必要かどうかを確認されないまま処方されました。処方箋を出すことで医療点数がいくらかかるからかもしれません、安い処方はどうかと思いまし

た。今の治療に本当に必要な薬なのかを考えて、薬を余らせるともったいないので処方してもらっても薬局にいかなかつた時もあります。いいのか悪いのかは分かりませんが、いらない薬は受け取らないようにしています。医療側と患者側がもっと協力して医療費の削減に努められる環境が大切だと思います。

あと、一度、“今後もこの医療（治療）を続けますか”と調査の通知が来たのですが、そういった通知がくることもあるのでしょうか。整骨院の治療の件です。無駄な治療をしているのではないかという調査なのかと思いますが、行くのを辞めなさいという意味で来たのかもしれません。医療費増の問題はありますが、それもいいのか悪いのか分かりません。他の治療は來たことないのですが、整骨院はそういう通知がきました。

（武安拳手）

（事務局：武安） 発言してよろしいでしょうか。

柔道整復師にかかられている方、いわゆる整骨院等にかかられている方に関しましては、定期的に調査しなければならないと決まっており、実際調査をしております。その理由といたしましては、医療機関というものははっきりと病名がついたものに対して治療行為を行い、薬事法等様々な法に乗っ取って医療費を請求するものと決まっております。

しかしながら、整骨院等に関しましては、例えば慢性的な肩こりや腰痛等は本来保険適用でない治療ですが、これを別の病名にすり替えて請求をするということがまかり通る部分があります。私たち行政の目の届かない部分、分かりにくい部分ですので、患者さんに請求がきた病名で受診されているか、回数はあっているかを調査させていただいております。

短い期間に高い頻度で行かれている方、定期的に受診されている方に絞って調査させていただいておりますが、どこの保険者でも行っている調査となっております。

また、柔道整復師だけでなく、例えば同じ病名でたくさんの医療機関を受診されている場合や色々な薬局で同じ薬を多重でもらっている方等に適正に医療機関を受診しているか調査させていただくこともあります。

皆様お手元に調査の通知が届いた際には、正直にお答えいただいてご返送いただくようお願いいたします。決して受診を抑制するものではなく、適正に受診いただいているか調査するという目的です。

（村上委員） 私の場合は返送を必要とする内容ではなかったのですが、初めての通知で驚きました。何度も受診しても痛みの原因が分からず、でも痛みは続く状態でどうしようもない状態でした。

（事務局：辛嶋部長） またお手元に通知があれば、内容をご確認ください。医療費の削

減のために出しているとのことです。

(村上委員) わかりました。ありがとうございます。

(会長：森山委員) 適正に医療機関をご受診いただき、過剰な受診や必要ない薬を処方してもらわないようにして今後も気をつけていきたいところあります。

他に質問はないでしょうか。

先ほど途中となりましたが、今回に署名委員を福間委員にお願いします。

それでは、以上をもちまして、令和7年度第1回行橋市国民健康保険運営協議会を終わります。ご協力ありがとうございました。

会長 森山 賢

委員 福間 勇人